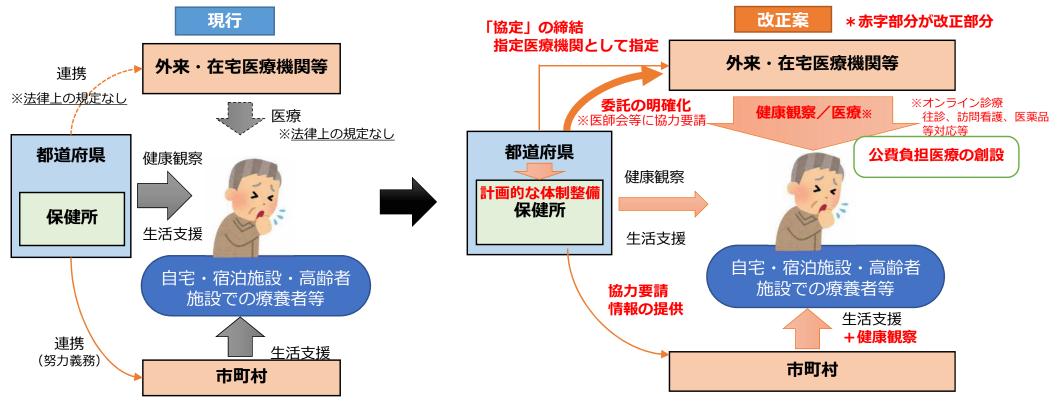
自宅・宿泊療養者・高齢者施設での療養者等への対応の強化

現行

○ <u>都道府県</u>は、自宅・宿泊療養者等に対して、<u>健康状態の報告(健康観察)</u>及び自宅・宿泊施設等からの外出しないことについての協力を<u>求めることができる(感染症法第44条の3)。これに当たって、都道府</u>県は、自宅・宿泊療養者等への生活支援(食事の提供、日用品の支給等)を実施、必要に応じて市町村と連携するよう努めなければならない。 ※<u>医療提供に関する規定はない</u>。

改正案

- 「予防計画」に基づき保健所の体制整備を推進しつつ、都道府県による健康観察の実施に当たって、協定を締結した医療機 関等に委託して行うことができることを明確化。保険医療機関等の責務として、国・地方が講ずる必要な措置に協力しなけれ ばならないことを明記。都道府県は、医療関係団体に対し協力要請できることとする。
- また、<u>外来医療や在宅医療の提供について、都道府県と医療機関等</u>との間で<u>「協定」を締結</u>する仕組みを導入。自宅・宿泊療養者や高齢者施設での療養者等への医療について、患者の自己負担分を公費で負担する仕組み(公費負担医療)を創設し、指定医療機関から提供。
- この他、生活支援及び健康観察について、都道府県が**市町村に協力を求める**こととし、両者間の**情報共有**の規定を整備。



(注) 都道府県:保健所設置市・特別区を含む。ただし、医療機関との協定の締結や指定は都道府県のみが実施。